

神奈川県川町村会 様

千葉県流山市のこども・子育て施策に 関する取組について

令和6年11月13日（水）

千葉県流山市

1. こどもと家庭を取り巻く現状



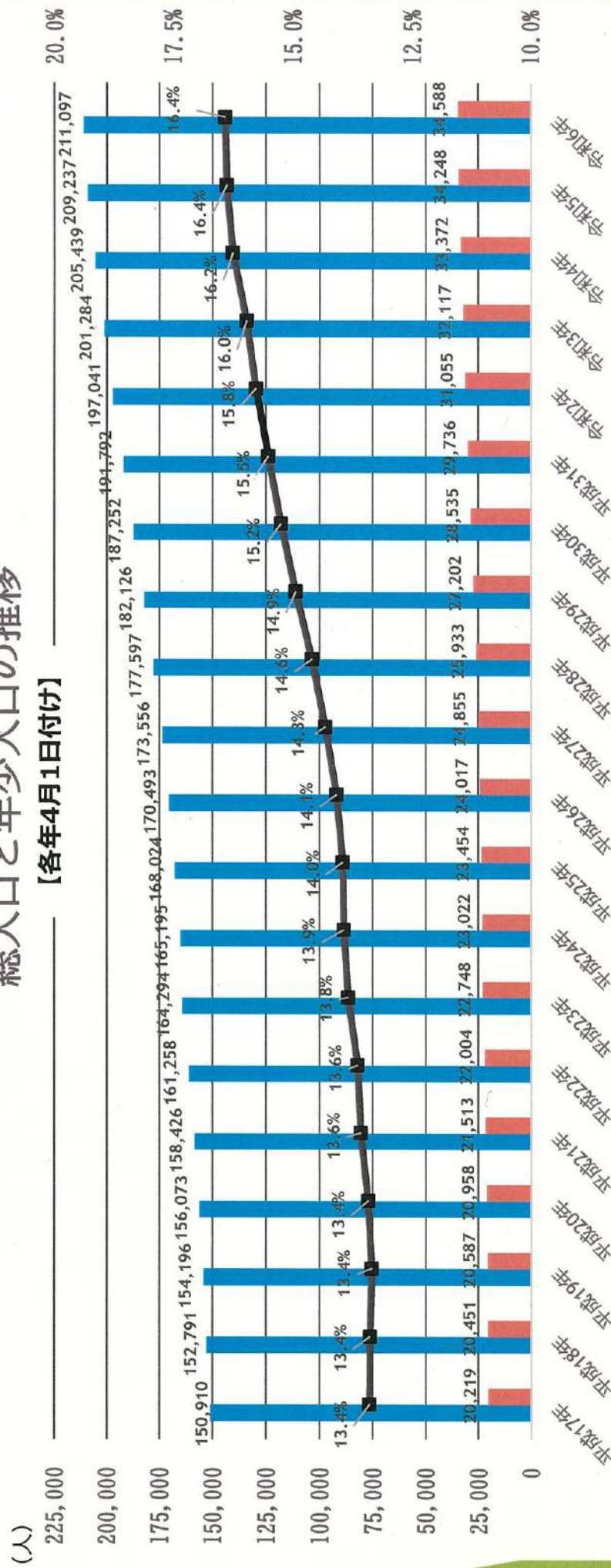
流山市の人口推移

○ つくばエクスプレス（TX）が開業した平成17（2005）年以降、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進み、住民誘致のメインターゲットを共働きの子育て世代と定め、仕事をしながら子育てしやすいまじづくりを展開し、平成17年から約5万8千人増加。

○ この間、人口増加率では、全国792市中6年連続1位（平成28年～令和3年）、転入超過数では、5年連続1位（平成28年～令和2年）の状況。

総人口と年少人口の推移

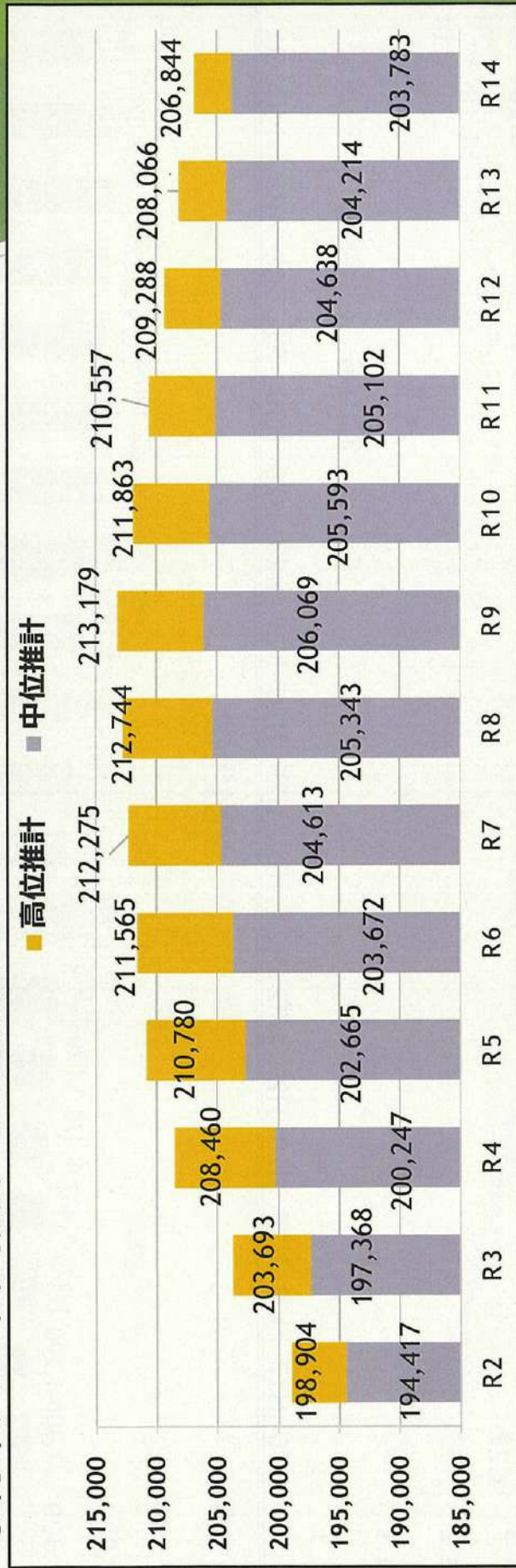
【各年4月1日付け】



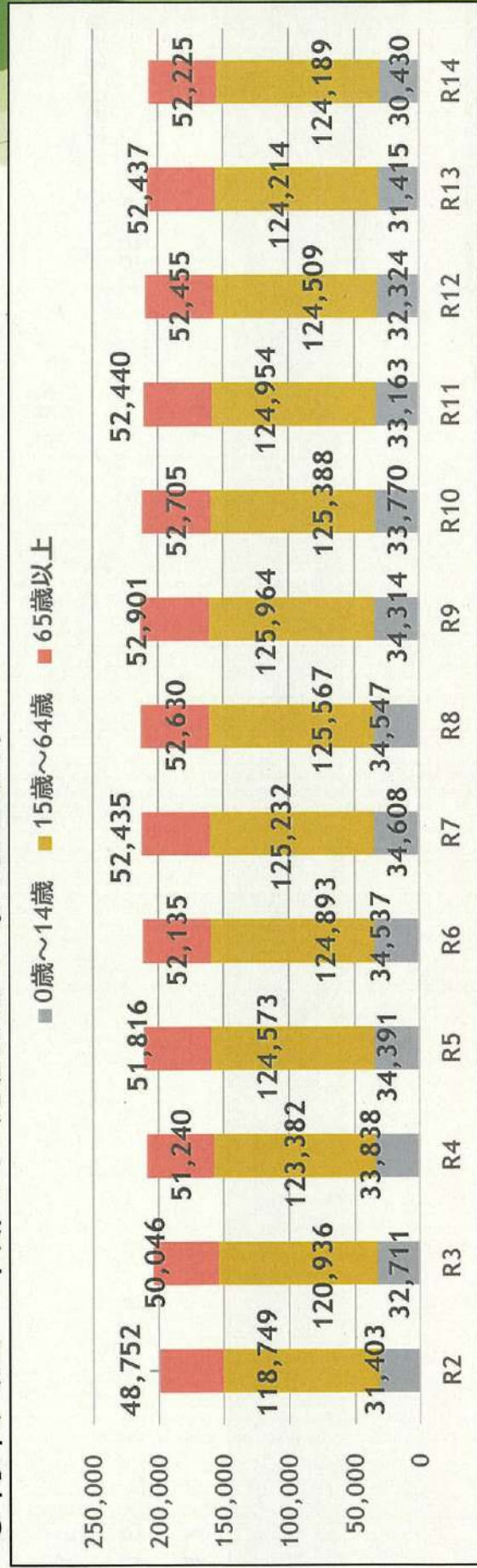
※H18以前は外国人登録人口加算なし

流山市の将来人口推計

○将来人口中位推計・高位推計 出典：流山市「次期総合計画における将来人口推計調査報告書（平成30年3月）」

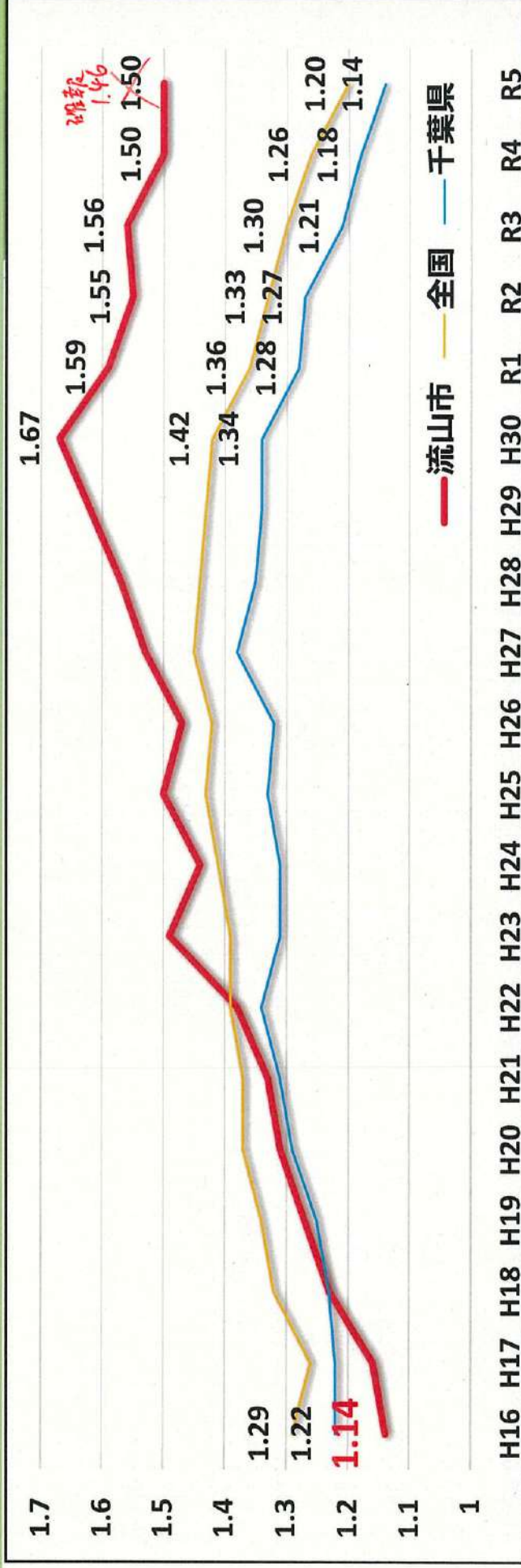


○将来人口・年齢3区分別人口（高位推計）

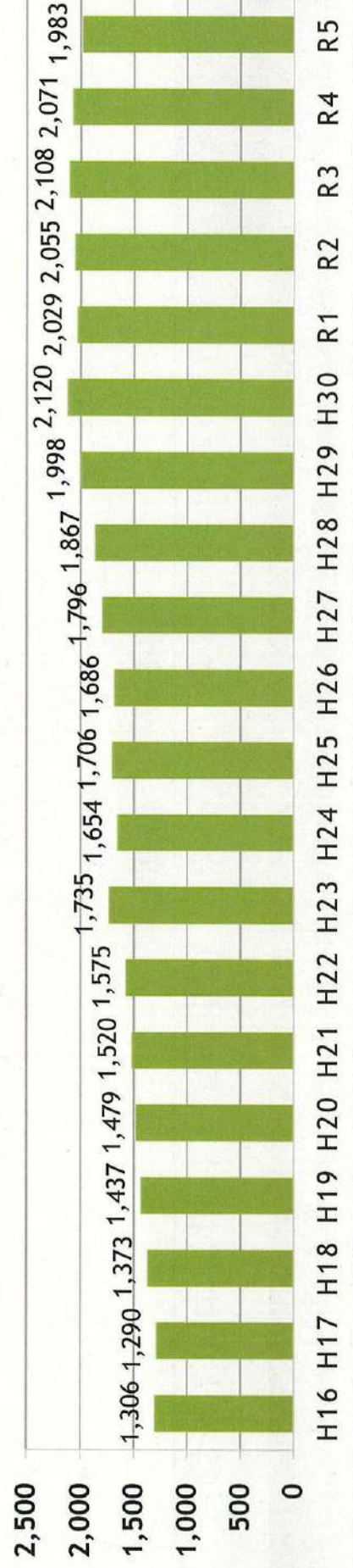


合計特殊出生率・出生数の推移

○ つくばエクスプレス（TX）が開業した平成17（2005）年当時は、全国及び千葉県を下回る状況だったが、その後増加傾向を維持し、現在は全国及び千葉県を大きく上回っている。



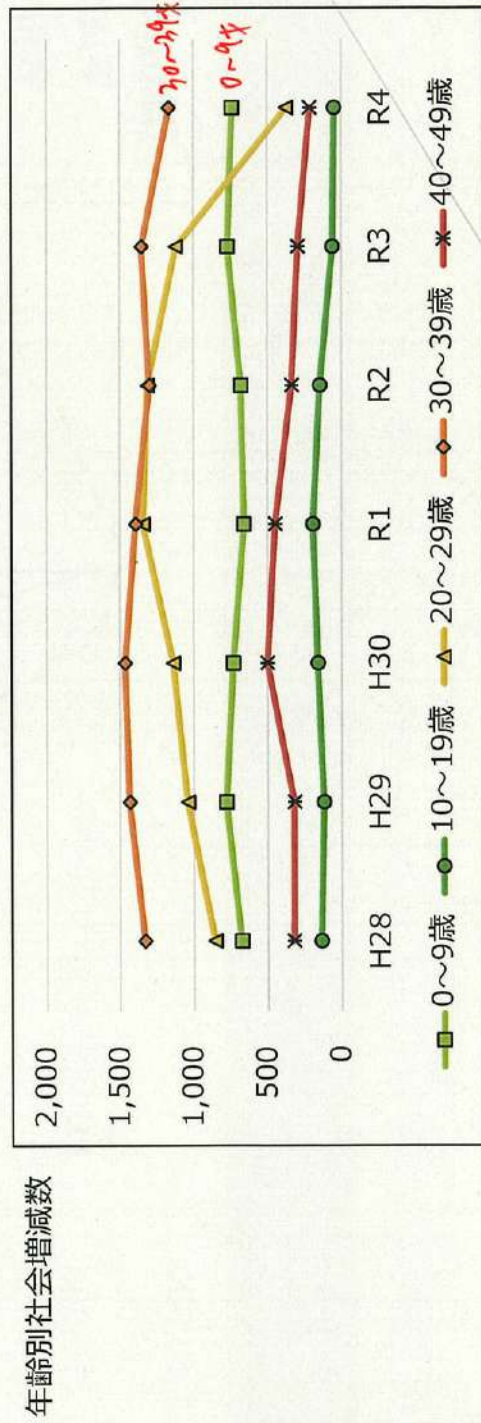
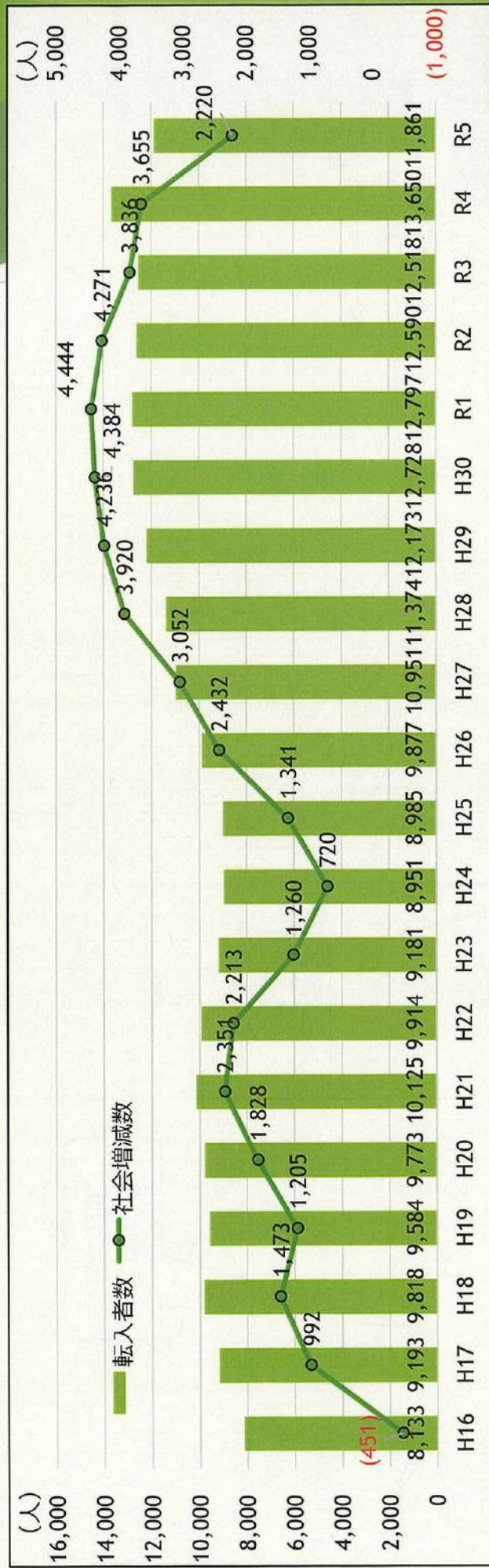
出生数



【参考】

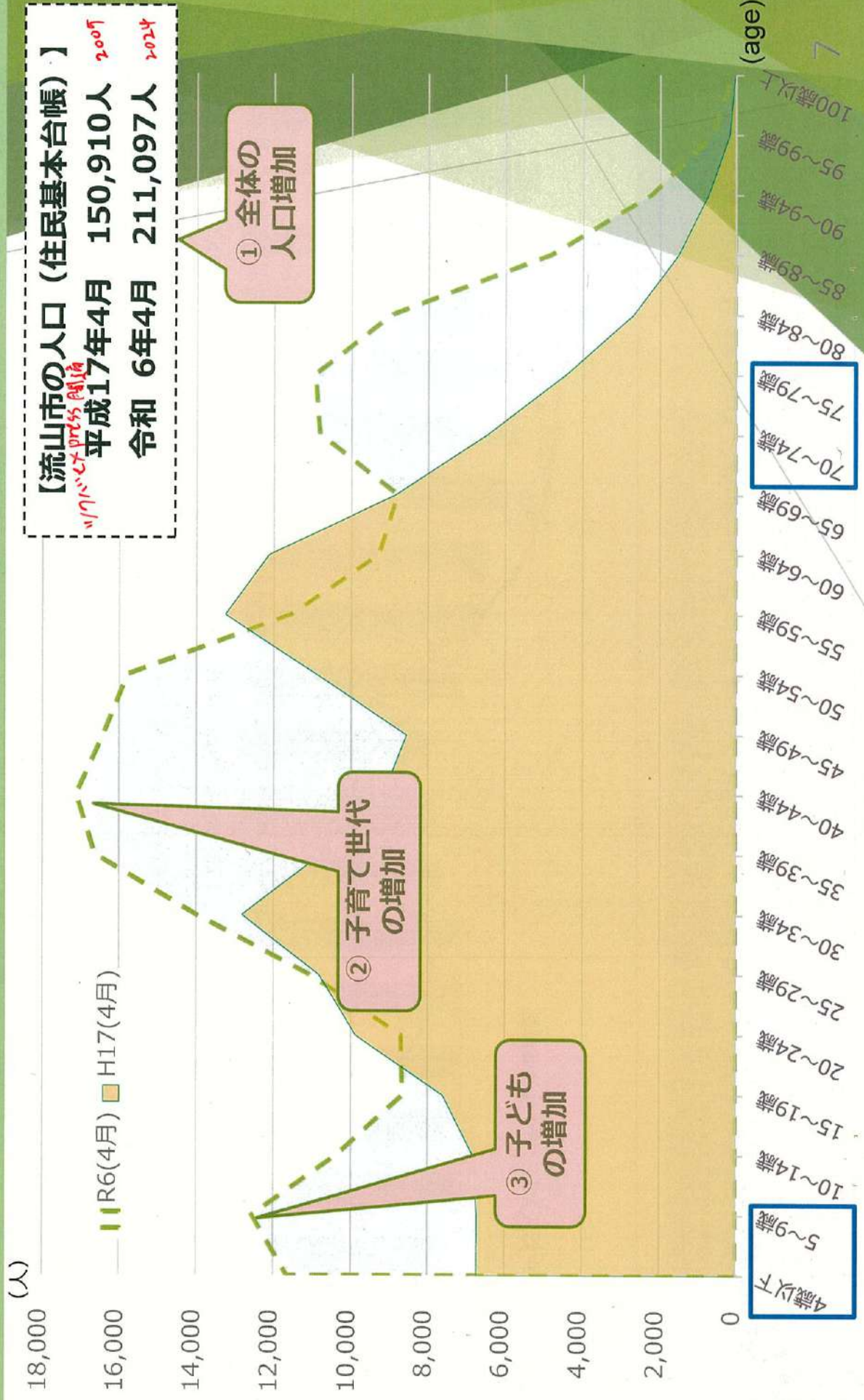
流山市の転入者数の推移

- つくばエクスプレス（TX）が開業した平成17（2005）年以降、社会増の状況が続いており、特に、20歳代及び30歳代と10歳以下の年齢層の転入者数が継続して多い状況。



流山市の人口構成の変化

○ 令和6年4月現在、市に人口構成において、「4歳以下人口」及び「5～9歳人口」が、団塊世代※を含む「70～74歳人口」及び「75～79歳人口」を上回る状況となっている。※1947～1949年生まれ（現74～76歳）の世代



SWOT分析の実施

- ブランディングを進めるに当たり、市の課題や強みを経営的視点から捉える作業（SWOT）を実施。
- その結果、TX沿線都市のため交通の利便性が高いことが魅力であること、知名度が低いためブランディングの余地があることが明らかになった。

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	強み (Strength) S <i>交通利便性</i> <i>2ヶ所の特設（既存の分地） 創設 議長公舎</i>	弱み (Weakness) W <i>知名度の低さ →</i>
外部環境	機会 (Opportunity) O <i>イノベーション</i>	脅威 (Threat) T

H15.2003
 市議会
 SWOT分析

1. 流山市の目指す都市（商品）イメージ

「都心から一番近い森のまち」

2. 定住人口増加策

共働きの子育て世代

(DEWKS)

Major Target

移住・定住へ

お母さんかお父さん
森のまちのイベント

3. 交流人口増加策

質が高く集客力のある
イベント

地域資源を活かしたツアーリズム

○ 人口減少時代に発展しつづける

流山市の4つの戦略



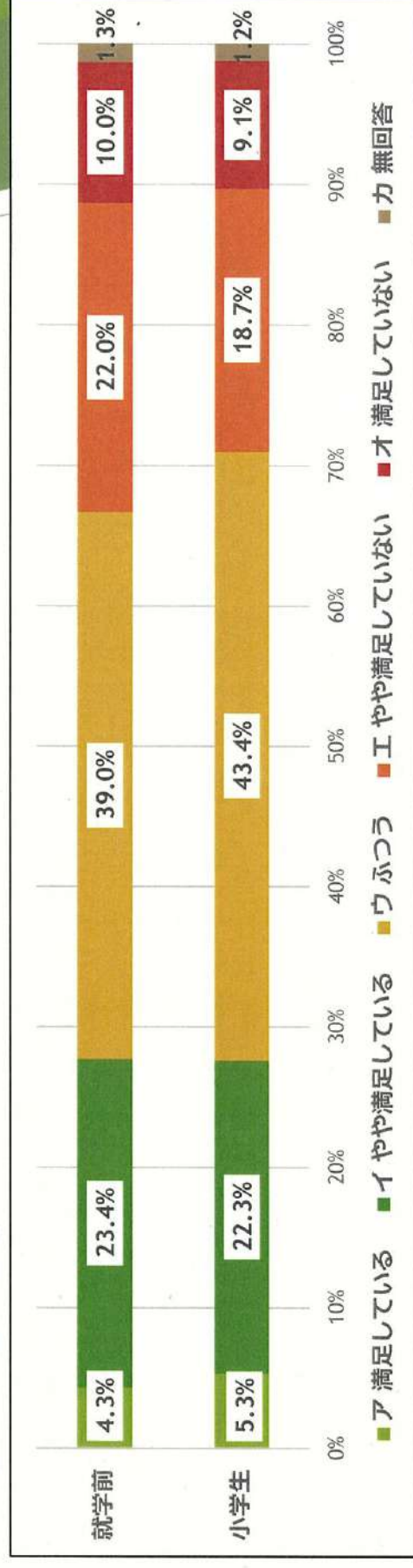
- (1) 都心等への交通利便性の向上
- (2) 緑豊かな良質な住環境の維持・向上
○グリーンチェーン認定制度（2006年）
一定の緑地を維持。
- (3) 快適で楽しい都市環境の創出
- (4) 住みたい町としてのブランド化

おびたかの森
千葉のこみち！
東神田谷(株)

流山市の子育ての環境や支援への満足度①

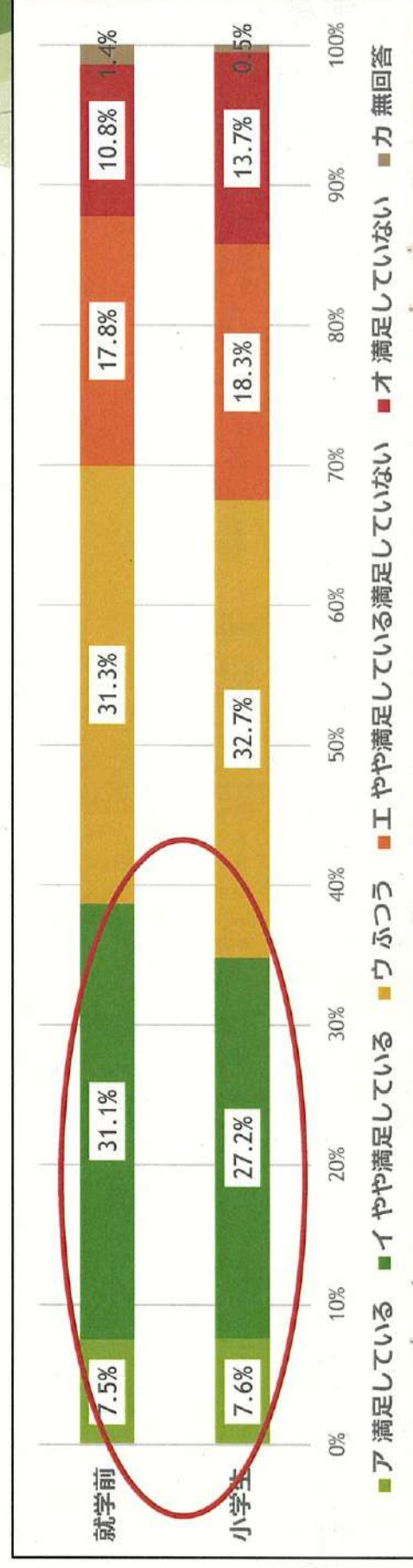
地域の子育て支援の環境や支援への満足度

【令和元年度調査】



出典：流山市「第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～（令和2年3月）」

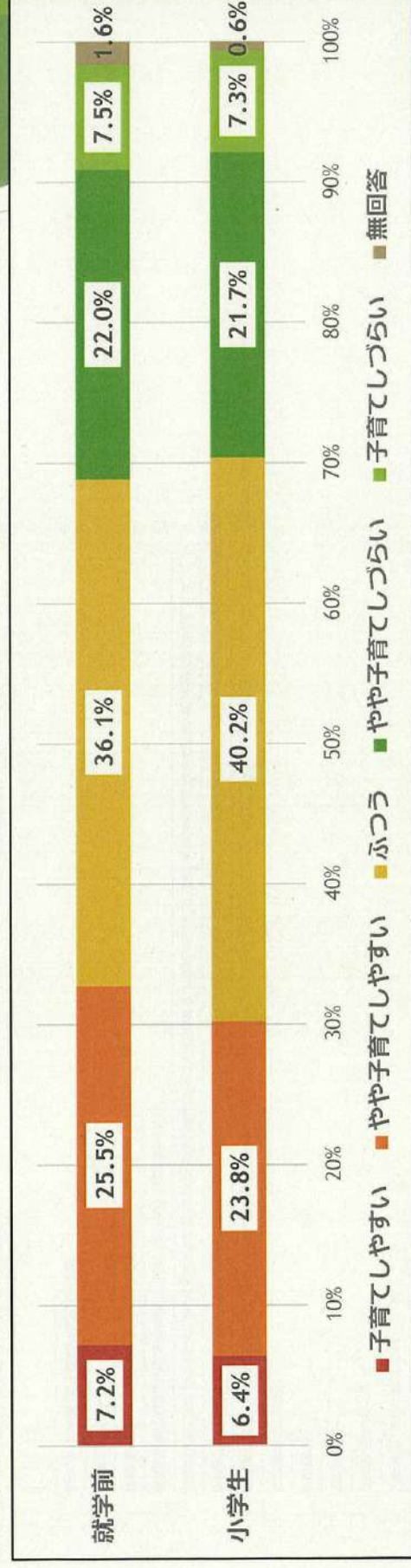
【令和6年度調査】



流山市の子育ての環境や支援への満足度②

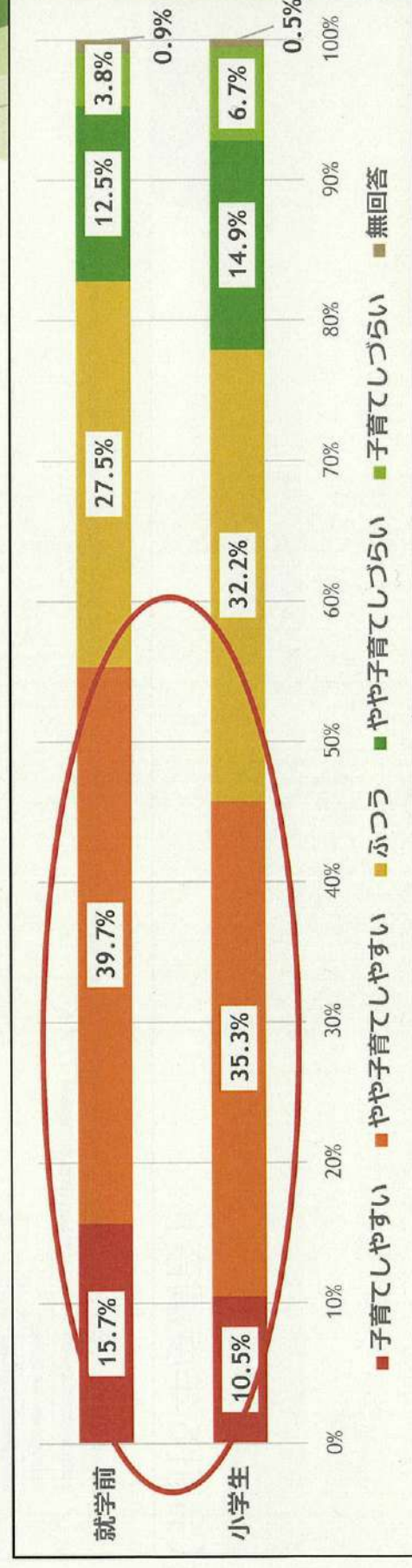
子育てしやすい街だと思いますか

【令和元年度調査】



出典：流山市「第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～（令和2年3月）」

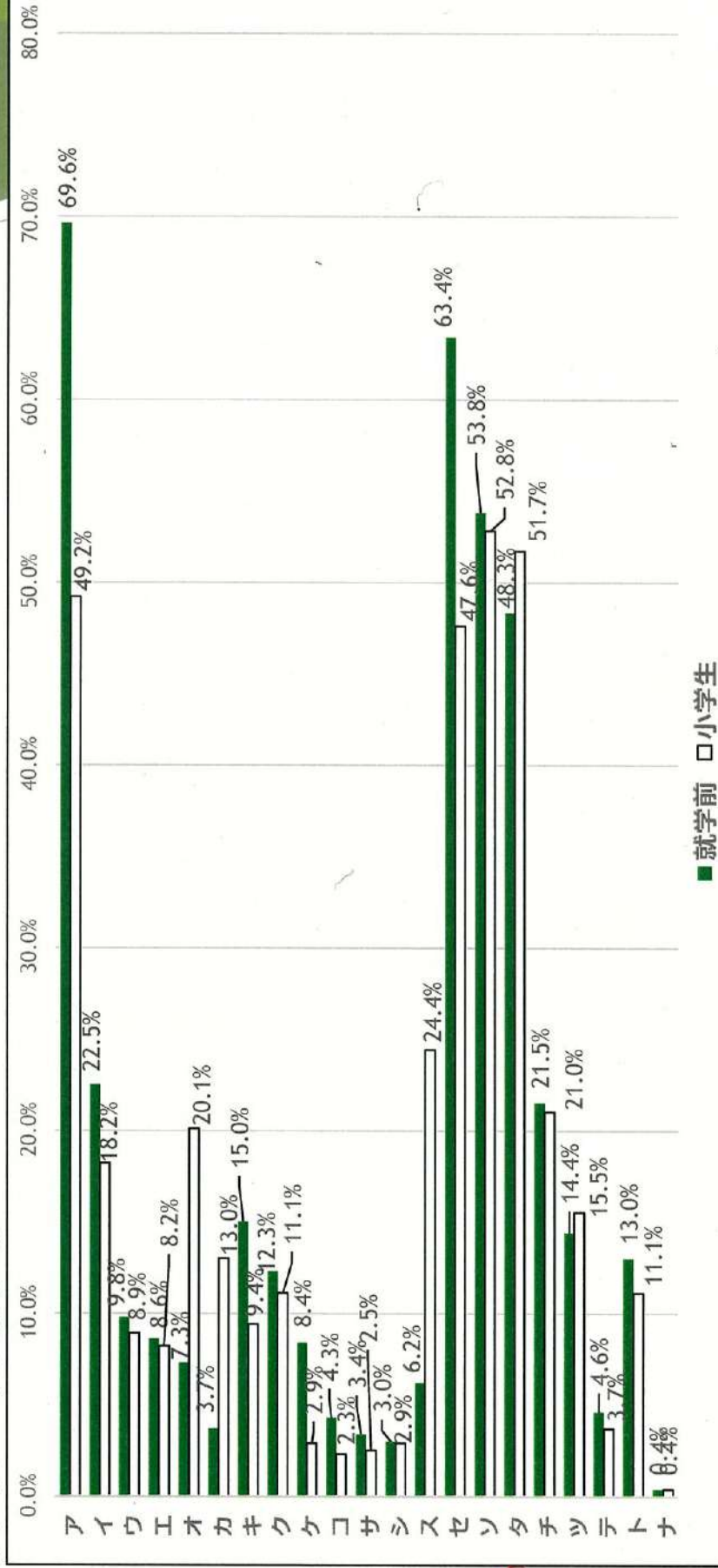
【令和6年度調査】



流山市の子育ての環境や支援への満足度④

子育てしやすい理由

【令和6年度調査】



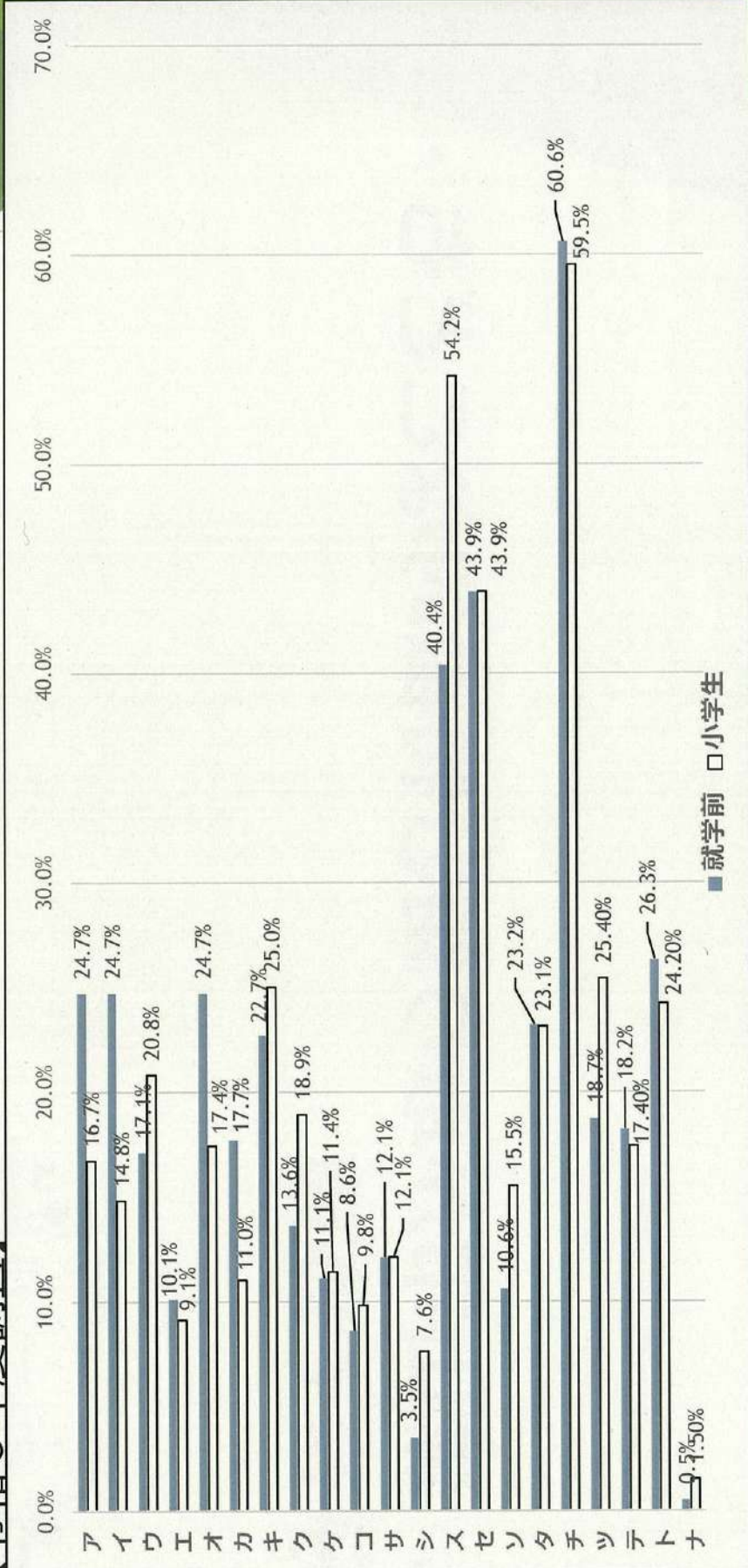
- ア：保育所などの施設数が充実している イ：保育サービスの質が充実している ウ：幼稚園の施設数が充実している
 エ：幼稚園の質が充実している オ：学童クラブの施設数が充実している カ：学童クラブの質が充実している
 キ：児童館・児童センターの施設数が充実している ク：児童館・児童センターの機能が充実している
 ケ：地域子育て支援センターの施設数が充実している コ：地域子育て支援センターのメニューが充実している
 サ：ファミリー・サポート・センターの援助内容が充実している
 シ：市や自治会主催の子育てサークル、講演会が充実している ス：小中学校の教育が安心 セ：公園などこどもの遊び場が多い
 ツ：自然環境が良い (タ)：交通機関が便利 チ：医療機関が充実している ツ：子育てに関する情報を得やすい
 テ：子育てをサポート（相談・一時的な預かり等）してくれる人がある ト：その他 ナ：無回答

環境要因
(施策や仕組み)
ナ

流山市の子育ての環境や支援への満足度⑤

子育てしづらい理由

【令和6年度調査】



ア：保育所などの施設数が十分でない イ：保育サービスの質が十分でない ウ：幼稚園の施設数が十分でない エ：幼稚園の質が十分でない
 オ：学童クラブの施設数が十分でない カ：学童クラブの質が十分でない キ：児童館・児童センターの施設数が十分でない
 ク：児童館・児童センターの機能が十分でない ケ：地域子育て支援センターの施設数が十分でない
 コ：地域子育て支援センターのメニューが十分でない サ：ファミリー・サポート・センターの援助内容が十分でない
 シ：市や自治会主催の子育てサークル、講演会が十分でない ス：小中学校（幼稚園を含む）**教育が心配**
 セ：公園など子どもの遊び場が少ない **✓**タ：自然環境が良くない **✓**チ：交通機関が不便 **✓**ツ：医療機関が十分でない **小児科**
 テ：子育てをサポート（相談・一時的な預かり等）をしてくれる人がいない **老年科**
 ト：その他 ナ：無回答

2. 流山市が取り組む特徴的なことも・ 子育て施策



流山市のこども・子育て施策の特徴

「母になるなら、流山市。」
「父になるなら、流山市。」

○主に共働きの子育て世帯をターゲットに、仕事をしながら子育てしやすいまちづくりを展開

(1) 市外で働きながら子育てできるまちづくり

- ・ 令和3年に待機児童ゼロを達成
- ・ 駅前送迎保育ステーション事業の推進

(2) こどものそばで働けるまちづくり

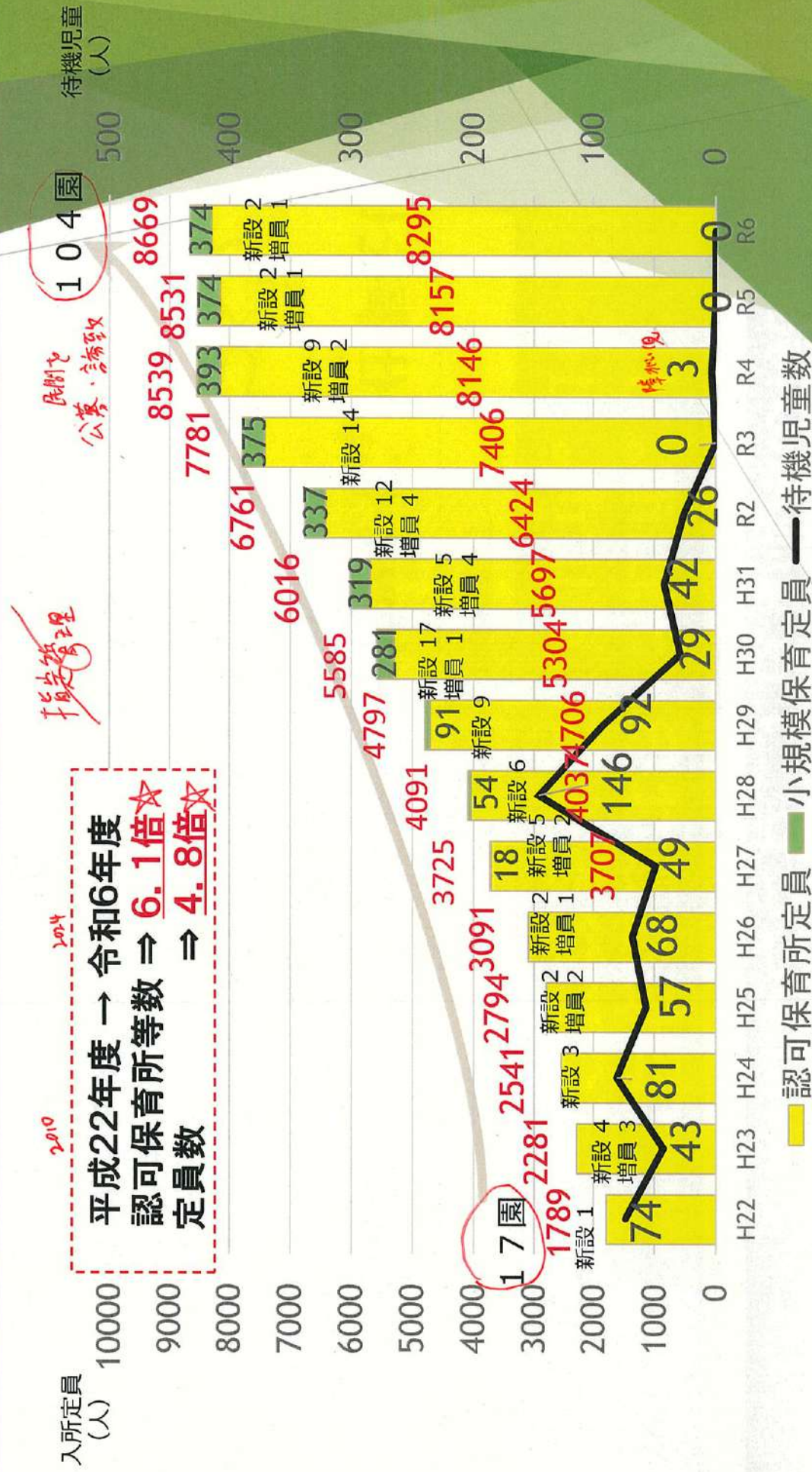
- ・ 女性向け創業スクール^{市立 起業家育成}
- ・ 物流センター内に保育所を整備^{認可外 子育て支援センター}

(3) 住み続ける価値の高いまちづくり



待機児童ゼロに向けた取組

- 待機児童の解消を図るため、急ピッチで認可保育所等の新設及び増員に取組み、**令和3年度に待機児童ゼロを達成**したが、未就学児の増加傾向が続いているため、年度途中における受入れ促進を図るとともに、**医療的ケア児を含む障害児の受入れ促進など保育の質の向上が喫緊の課題**。



駅前送迎保育ステーションの取組

- 保育需要の地域的偏在等による保育所の入所者数の均衡を図るとともに、待機児童の解消及び子どもの送迎に係る保護者の負担を軽減するため、**送迎保育ステーション（2か所）と市内の指定保育所を安心・安全のバスで結び、登園・降園するシステム。**
- 朝と夕方、送迎保育ステーションで子どもを預かり、流山おおたかの森駅前STでは5コース23施設、南流山駅前STでは2コース8施設の保育所にそれぞれバスで送迎を実施（令和6年4月現在）。

【事業開始】

- ・ 流山おおたかの森駅：平成19年7月1日
- ・ 南流山駅：平成20年7月1日

【利用料】

- ・ 1日当たり：100円
- ・ 1か月最大：2,000円

【利用時間】

- ・ 朝：7時～9時
- ・ 夕方：16時～18時（20時まで延長可）

【令和6年度事業費・委託先】

- ・ 98,379千円、（社福）高砂福祉会

※千葉県が補助

2024年9月1日現在
利用登録者数 104人



駅周辺の園：人数削減済み

駅から遠い園外：バス、空きあり
⇒ バランス、改善あり



流山市における保育人材確保の取組

- 保育人材確保については、本市でも課題となっており、保育の質の向上・保育士の負担軽減につながる加配措置やICT化補助などに力を入れているが、**加配措置を充実しても、昨今の首都圏の保育士不足の状況から、園が補助を上限まで受けられない状況。**
- 現段階では確保・定着の手法を模索中であるが、定着には処遇改善・労働環境・人材育成（やりがい等の意味も含め）をバランスよく整えていく必要がある。
(各年4月1日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所数	68か所	77か所	91か所	100か所	102か所	104か所
定員数	6,016名	6,761名	7,781名	8,539名	8,531名	8,669名
待機児童数	42名	26名	0名	3名	0名	0名
保育士数	898名(※)	989名(※)	1,380名	1,523名	1,531名	—

(※) 正規保育士のみ計上

【具体的取組】

1. 加配措置

- 補助の仕組みは以下の3種類あり、補助額については共通。
【 $184,600円 \times 16.5月 = 3,045,900円/人 \cdot 年$ 】
- (1) 千葉県保育士配置改善事業（県単独1/2）【495,362千円】
 - ・ 基本分1人、1歳児配置改善1人、特定乳幼児1人の計3人の加配補助
- (2) 保育向上保育士設置事業（市単独）【152,854千円】
 - ・ 配置基準を超えた配置1人に対する補助
- (3) 要配慮児保育補助事業（市単独）【104,734千円】
 - ・ 障害手帳保持者のほか市が認める要配慮児に対する加配補助2人まで

※国補助を活用した保育補助者雇用に対する補助「保育補助者雇上げ強化事業」（国3/4）【107,088千円】も実施

2. 処遇改善

- 近隣市や東京都の処遇に近づけるための措置として実施。
- (1) 特例保育士処遇改善事業（市単独）【650,660千円】
（平成29年度創設）
集約・ 正規保育士に、43,000円/月、準保育士に、20,000円/月（県費：月10,000円）
令和4年度まで、市内私立保育園に就業した保育士に30万円を支給する「保育士就労奨励金事業」や保育士養成校に在学する学生に年間36万円を貸し付ける「**修学資金貸付事業**」**県単独**（市内私立に5年就業で免除）を実施していたが、**定着率が低い**、利用者が減少したこと等により廃止

(注) 【】内の金額は、令和6年度予算額

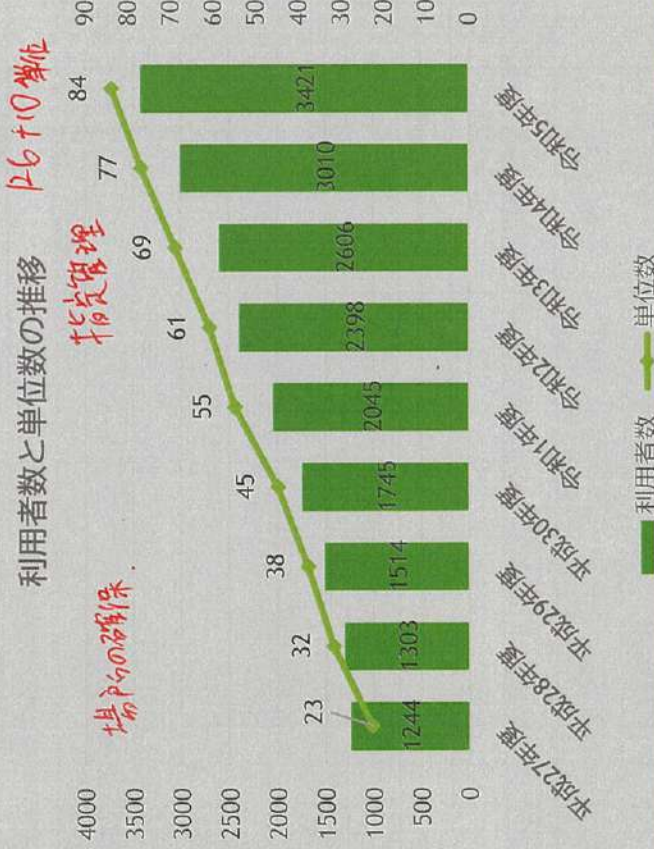
地域区分 4% (5.年度16%)

※国補助を活用した「保育士宿舍借り上げ支援事業」（国1/2）【126,616千円】も実施

学童クラブ（放課後児童クラブ）の取組

- 全17小学校に公設の学童クラブを設置（平成24年から指定管理者制度により運営）（1～3校毎に1グループ、計8グループ編成）し、小学校1年生から3年生及び配慮を要する児童を中心に受け入れており（空き状況に応じて6年生まで受入れ）、利用者数及び単位数は増加の一途をたどっているが、待機児童数はゼロの状況にある。
- 放課後児童健全育成事業の届出を行っている民間学童クラブは1施設のみ。

学童クラブ利用者数等の推移



主な取組

- 支援員の確保
 - 国の子ども・子育て支援交付金を活用した取組を行う。
 - 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（非常勤職員を含む）
 - 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
 - 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
 - 障害児受入強化推進事業
 - ・ 3人以上の障害児受入、医療的ケア児の受入
 - 安全な保育の確保
 - 単位数に応じた支援員の加配と施設長の配置を仕様書に定める。
 - 施設の確保
 - 教室を借用（空き教室、旧PCルーム等）して、受入れ体制を整える。
 - 放課後児童クラブ支援事業（賃貸物件の活用）
 - 学校との連携強化
 - 定期的な三者協議の場（学校・児童・学童・行政）を設けて情報共有を図る。
 - 所管変更（子ども家庭部から教育委員会へ）（平成28年度）

今後の課題

- 施設の確保：新たな専用施設の建設が困難（予算と場所） ➡ 普通教室の共有（円滑な運用を模索中）
- 支援員の確保：より良い待遇を求めて支援員が転職（市内の学童間でも発生） ➡ 支援員不足の要因
- 配慮を要する児童の受入れ：看護師等専門職員の人材確保が困難 ➡ 学校に配置されている看護師の活用

地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）の取組

現 状

- 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）は、国の地域子育て支援拠点事業・一般型に分類され、**市内に12か所（ひろば型1か所、保育所併設型11か所）開設**しています。
26 保育所以外で2か所新設、保育所利用者以外が利用可能
- 乳幼児の親子が気軽に遊びに来ることができ、子育て中の仲間との交流の場、情報交換の場として自由に利用できる施設です。また、発育や健康、子育てについての不安や悩みも相談することができま

【利用者数】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年9月末
こども	20,905人	14,238人	14,298人	19,845人	20,418人	9,801人
大人	19,175人	12,899人	12,906人	18,087人	21,696人	9,168人
合計	40,080人	27,137人	27,204人	37,932人	42,114人	18,969人

【基本4事業以外の取組】

出張ひろば

子育て支援施設の少ない地域、また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、施設を利用することが困難な家庭に対して、公園等の屋外に、年10回（原則月1回）以上出張して、子育てひろばを開催する。（8か所）

両親育児参加促進

両親共に育児に参加しやすくなるように、土曜日等の休日に、年12回（原則月1回）以上、育児参加促進する講習会やイベント等を開催する。（7か所）

地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するための子育て支援活動の取り組みを年12回（原則月1回）以上開催する。（7か所）

課題・今後の方針

- 子育て世代が増加している中で、気軽に交流・相談が出来るこうした身近な子育て支援の場の環境整備が追いついていない状況にあり、更なる量的拡大を行う必要があります。（右表参照）
- 子育て中の親子がより一層利用しやすいような、公共施設や空き店舗等の身近な場所へ、「ひろば型の地域子育て支援拠点」の設置の検討を進めています。
- また、共働き家庭も、いつでも気軽に交流・相談が出来る、土曜日、日曜日の開設や、同じ建物の中で一時預かりを行うなどの機能の充実に向けて検討を進めています。

○ 他市の地域子育て支援拠点（一般型）との比較

	一般型 実施数①	0～4歳 人口	0～4歳 人口 (千人) ②	0～4歳人口千 人当たりか所数 (①/②)
流山市	12	11,644	12	0.9
松戸市	28	16,132	16	1.8
柏市	20	16,421	16	1.3
野田市	8	4,503	5	1.6

★ 全国平均：2.0か所 【全国最高：3.7か所（山形県、新潟県）】

★ 千葉県平均：1.8か所

ファミリー・サポート・センターの取組

現 状

- こどもの送迎や預かりなど「育児の援助が必要な人（利用会員）」と、「育児の援助ができる人（提供会員）」からなる会員組織で、会員同士の相互援助活動により、子育て家庭を支援する有償のボランティア活動を行います。
- 事務局は、江戸川台地域と流山おおたかの森地域の2か所設置しており、運営をNPO法人流山ユニー・アイネットに委託しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年9月末
提供会員数 （登録者数）	446人	461人	459人	470人	521人	543人
両方会員数	155人	164人	182人	188人	170人	157人
利用会員数	1,435人	1,569人	1,612人	1,672人	1,741人	1,677人
活動件数	7,695件	4,643件	7,579件	6,867件	7,800件	3,717人

「利用会員の活動費用」

入会金・・・2,000円

キャンセル料：

前日、午後9時までの連絡	無 料
当日、開始1時間前までの連絡	1 時 間 分
上記以外	全 額

「提供会員の活動費用」

報酬： 700円 月～金：6時～22時まで

900円 22時を超える場合と土日祝及び年末年始

※1時間を超える場合 超えた30分までは1時間当りの半額

30分を超えた場合は、1時間当りの金額

交通費：援助に必要な交通費（電車、タクシー代等、車の場合はガソリン代）は原則提供会員の自宅から自宅へ戻るまでの実費

課 題

- 本事業は、提供会員と両方会員がサービスの担い手となり、希望者からのこどもの預かり等に適切に対応できる体制を整えています。マッチングを円滑に行うために、提供会員の更なる確保が課題となっており、活動の周知（センターだよりの発行など）、活動内容の説明会を共働き家庭でも参加出来るよう、土曜日、日曜日に開催するなど、実施に当たり工夫しています。

- また、事務局では活動内容を紹介する動画を公開（ホームページ、YouTube等で公開）しており、市としても、令和3年度に開設した「ながれやま市子育てちゃんねる（LINE）」で公開動画を配信するなど、提供会員を増やすための支援を行っています。

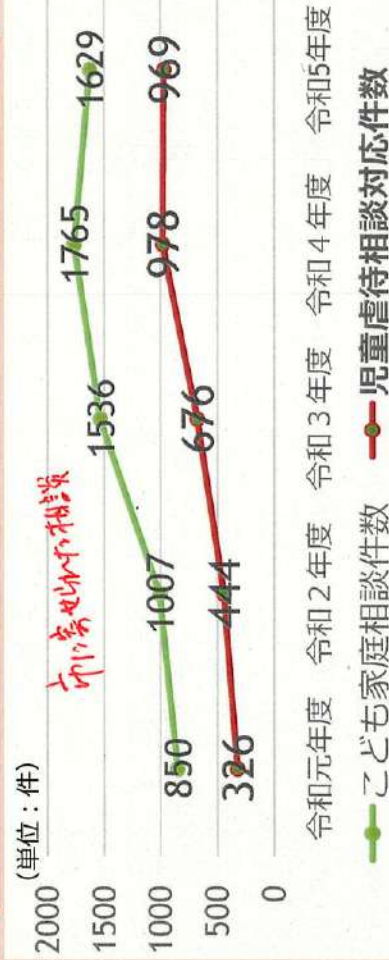
※流山市ファミリー・サポート・センターの活動紹介動画（YouTube動画） <<https://www.youtube.com/watch?v=HE8LTI31vQ&t=2s>>

流山市内で起こっているこどもの権利侵害の状況

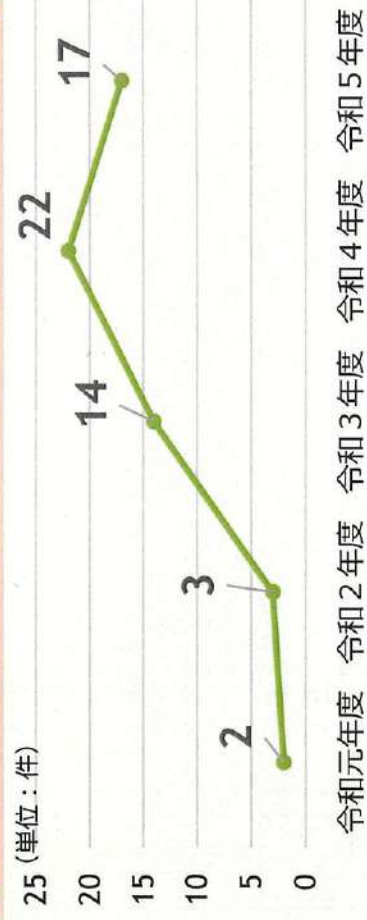
1. 児童虐待相談対応件数

○ 児童虐待に関する相談対応件数は増加の一途を辿っており、5年前の令和元年度と比べ約3倍と急増し、複雑・困難で、高い専門性が求められるケースも増加しています。

こども家庭相談及び児童虐待相談対応件数



児童相談所への送致件数



2. いじめ認知件数

○ 児童生徒数の増加といじめの積極的な認知に伴い、近年のいじめ認知件数は、以前に比べ高い水準にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	3,003件	3,037件	5,765件	4,954件	4,427件
中学校	466件	315件	594件	475件	407件

3. 不登校児童・生徒の状況（不登校率%）

○ 児童生徒数の増加等に伴い、近年の不登校率は、小学校及び中学校共に増加傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	0.46%	0.73%	0.94%	1.28%	1.50%
中学校	2.61%	3.58%	4.04%	4.83%	5.25%

各種調査結果等から見られる現時点での課題①

こどもの権利

- こどもの権利についての認知度が低いため、普及啓発活動が必要。
- 恒常的にこども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていくことが必要。
- 自己肯定感を高めるために、こども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになること、こどもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、すべてのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが必要。

こども・若者の居場所

- こどもの希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要。
- 長期休暇時の預かりや放課後のこどもの居場所を求める保護者が多いため、こどもの居場所の取組が必要。
- こども・若者の成長を促すため、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすることができる居場所の提供を進めていくことが必要。

相談支援

- こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要。
- 子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めていくことが必要。

子育て支援サービス

- 子育て世帯の増加により、一時預かり施設や子育てひろば、病児保育などの子育て環境の充実が必要。

各種調査結果等から見られる現時点での課題②

幼児教育・保育の質の確保

- ▶ 不適切な保育、小1プロブレムなどの課題に適切に対応するため、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要。

44,800/月まで無償化

経済的支援

給食に：おろし14円 2.年42,360円内未済の世帯

- ▶ 保護者が求める重要だと思う支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要。
- ▶ ひとり親家庭の収入の安定を図るためにも、養育費を確実に確保するための取組や離婚前後における公的支援を進めていくことが必要。

こども・若者支援

- ▶ ヤングケアラーが抱える、心身への負担や勉強、友人関係への影響等の解消を目指し、関係機関による情報共有、役割分担の明確化など、具体的な支援方法について速やかに対応していくことが必要。
- ▶ 若者が悩んでいることは、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」などが挙げられており、若者の抱える状況や課題は様々であるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要。
- ▶ 学生時代の不登校が原因でひきこもり状態が続いている若者もいるため、例えば、オンライン等による相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族への早い段階からの支援を進めていくことが必要。

地域でこどもを支える

- ▶ ひとりで食べることが多いこどもは、生活の満足度や自己肯定感が低い傾向にあるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要。

3. (仮称) 流山市こども計画の策定と こどもにやさしいまちづくりに向けて



こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
※ 「地方公共団体とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

(仮称) 流山市こども計画の策定①

計画の全体像について

1. 流山市こども計画とは

○ (仮称) 流山市こども計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間で計画期間とし、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「流山市次世代育成支援行動計画」に加え、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含めた一体的な計画として策定します。

ハード整備等の
事業計画 +
「貧困対策・育成
に関する法律」
に基づく計画
→ 一体的な計画

現行計画

子ども・子育て支援事業計画
根拠法令：子ども・子育て支援法
次世代育成支援対策推進法

新規追加計画

子ども・若者育成支援計画
根拠法令：子ども・若者育成支援
推進法

新規追加計画

こどもの貧困の解消に向けた
対策計画
根拠法令：こどもの貧困の解消に
向けた対策の推進に関する法律

(仮称) 流山市こども計画

計画期間：令和7年度から令和11年度まで

2. 計画の対象

○ 本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者は、原則として0歳から概ね29歳までとします。



こども・若者の対象年齢イメージ

(仮称) 流山市子ども計画の策定②

(仮称) 流山市子ども計画 (案)

基本的考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができ、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

基本理念

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します

すべてのこどもは、生まれながらにして、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。こどもが心豊かで健やかに成長していくために欠くことができない大切なものとして、こどもの権利が保障される必要があります。

こどもの権利を保障する5つの基本理念である

- ・生命・生存・発達の保障 ・こどもの最善の利益の優先考慮 ・こどもの意見表明権の確保 ・差別の禁止
 - ・一人の人間としての権利の主体であることの尊重
- を大人が理解し、こどももこうした権利があることを知り、こども・若者が主体的に自分の考えや思いを表現していくことで、自立した個人として成長することができます。さらに、自分の権利が守られることで、こどもも大人も違いや個性を認め合い、すべての人の権利を尊重することの大切さを理解できるようになります。これにより、こども・若者の育ちや学びが保障され、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになります。

流山市では、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるように、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてきましたが、児童虐待や不登校児童数、いじめの認知件数の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、こどもの権利が脅かされる現象が続くような状況になっていきます。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく本こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え こどもの権利を保障するための取組を進め こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

(仮称) 流山市こども計画の策定③

(仮称) 流山市こども計画 (案) における基本目標・施策の方向性

○ 本計画では、基本理念及び基本的な考え方を実現するために、以下の6つの基本目標掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進します。

【基本目標 1】

こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

【施策の方向性】

- (1) こどもの権利に関する理解促進
- (2) こどもの意見表明・参加の促進
- (3) こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援
- (4) こどもの権利侵害の防止

【基本目標 2】

こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

【施策の方向性】

- (1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化
- (4) こどもの発達・成長に応じた支援

【基本目標 3】

こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

【施策の方向性】

- (1) 乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実

- (2) 幼児教育・保育、学童クラブの質の向上

- (3) 質の高い学校教育の充実

【基本目標 4】

すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

【施策の方向性】

- (1) すべてのこども・若者の健やかな育成支援
- (2) 生きづらさを抱えた若者の支援

【基本目標 5】

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

【施策の方向性】

- (1) 地域におけるこども・子育て支援活動の推進
- (2) 子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進

【基本目標 6】 こどもの権利を守る仕組みづくり

【施策の方向性】

- (1) こども・子育て施策に関する評価・検証

「こどもにやさしいまち」 (Child Friendly Cities) とは？

- 国連・子どもの権利に関する条約に規定される権利が保障されているまち
- 条約をこどもの生活圏レベルで実施するために、自治体の政策・条例・計画・予算等に「こども」を明確に位置づけているまち
- 目的：こどもの権利を保障することによって、こどもたちの生活をいま向上させ、そのことによつて現在の、そして未来のコミュニティをよりよい方向に変えていくこと

具体的なまちのイメージ

- ① こどもがまちについての決定に影響を及ぼせる
- ② 自分たちが望むまちのあり方についてこどもが意見を表明できる
- ③ こどもが家庭・コミュニティ・社会生活に参加できる
- ④ こどもが保健ケア・教育・住居といった基本的サービスをうけられる
- ⑤ こどもが安全な水を飲み、適切な衛生設備にアクセスできる
- ⑥ こどもが搾取・暴力・虐待から保護される
- ⑦ こどもだけで道を安心して歩ける
- ⑧ 友だちと会い、遊べる
- ⑨ 植物や動物のための緑のスペースをもてる
- ⑩ 汚染されていない環境で暮らせる
- ⑪ 文化的・社会的イベントに参加できる
- ⑫ 民族的出身、人種、所得、ジェンダー、障害にかかわらず、すべてのサービスにアクセスできる
平等な市民でいられる

現行の流山市こども関連条例

流山市自治基本条例（平成21年3月30日条例第1号）（抄）

（目指すまちの姿）

第5条 市民等、市及び議会とは協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

（8）子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち

（子どもの意見表明の機会の保障）

○第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

議員提案の条例

流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成19年9月28日条例第39号）（抄）

（基本理念）

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

（市の施策の基本方針）

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- （1）子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- （2）子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- （3）子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- （4）子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

こどもにやさしいまちづくりの考え方や、こども計画に位置付けた「こどもの権利を保障する5つの基本理念」を条例にも位置付けていくことが必要ではないか

「こどもにやさしいまちづくり」に向けて

○ 「こども基本法」「子どもの権利に関する条約」の基本理念を踏まえた「流山市こども計画」の策定（令和7年3月末予定）

- ⇒ 条約の4つの一般原則を計画の基本理念の中に位置付けて、こどもと家庭に関する様々な課題を解決するため、各般のこども・子育て施策の共通理念として反映し、令和7年度から計画的に取り組むを推進します

○ こどもにやさしいまちづくりとこどもの権利保障の具体化

子育てにやさしいまち



☆ こどもにやさしいまち

- ⇒ 市民（大人と子ども）、民間団体、行政が一体となって、新しいまちづくりの形成に協働して取り組みます
- ⇒ こども計画に位置付けた「こどもの権利を保障する5つの基本理念」を条例にも位置付けて、こどもの権利保障の制度面からの後押しが必要ではないか

こども基本法制定
全国170市町村が
11月、本市も権利保障を
条例で定める

「こどもにやさしいまち」
子育て、子育て世代への支援が中心
↓
「こどもにやさしいまち」で実現

4. 流山市の児童館・児童センター について



児童館・児童センターの概要

- 市には、児童館・児童センターを9施設設置している。
- 5つの児童センターでは、5月～8月の間は、開館時間を1時間又は2時間延長（17時まで→18時又は19時まで）している。
- 夏休み工作或や夏祭りなどのほか、様々な体験イベントを実施し、小学生も未就学児（及び保護者）も楽しめるプログラムを用意している。

児童館・児童センター一覧

	施設名	地域区分	運営形態	開設年月日	施設形態	利用者数 (令和5年度)
1	駒木台児童館	北部	直営	昭和52年4月	福祉会館併設	8, 684
2	江戸川台児童センター	北部	指定管理者	昭和53年4月	福祉会館併設	14, 854
3	思井児童センター	南部	指定管理者	昭和54年4月	福祉会館併設	16, 731
4	向小金児童センター	東部	指定管理者	昭和55年4月	福祉会館併設	19, 717
5	野々下児童センター	東部	指定管理者	昭和59年4月	福祉会館併設	12, 964
6	赤城児童センター	南部	直営	昭和63年4月	福祉会館併設	12, 409
7	十太夫児童センター	中部	指定管理者	平成21年4月	福祉会館併設 (小山小学校内)	18, 954
8	おおたかの森児童センター	中部	指定管理者	令和3年4月	単独施設 (TX高架下)	36, 877
9	サンコーテクノプラザ南流山 児童センター	南部	指定管理者	令和4年12月	図書館併設、 インフォメーション	77, 760

子育て環境に関する児童センターの取組

- おおたかの森児童センター及びサンコーテクノプラザ南流山児童センターでは、理由を問わずこどもを一時的に預かることが出来る、一時預かり事業（未就学児）を実施しており、こどもの「居場所」と保護者の子育て環境の充実を図っている。
- さらに、両児童センターでは、看護師を配置する「子育て相談室」を設け、保護者の子育てに関する悩みなどの相談を受け付けている。



一時預かり事業

- 利用対象 : 生後6か月から小学校就学前まで
- 預かり日時 : おおたかの森 月～土曜日 午前9時～午後5時
(5～8月は、午後6時まで延長)
南流山 火～日曜日 午前9時～午後5時
(5～8月※日曜日を除くは、午後7時まで延長)
- 利用定員 : 6名
- 予約日 : 利用日の1か月前～前日 (空き状況によっては、当日利用も可)
- 利用料金 : 最初の1時間 1,000円
以降、30分ごとに500円
- 利用日数等 : 月に15日以内、連続利用3日以内
1日の利用時間は原則4時間まで

課題

- 令和3年4月から開設し、施設の全体の利用者数は増えてきているが、中学生・高校生の利用は他の施設と比較しても少なく、中高生の居場所となるような工夫が必要である。
- 一時預かり保育の利用者数は多くなっているが、子育て相談室の利用者数は多くはないため、更なる周知を図る必要がある。

流山市おおたかの森児童センターについて①

施設の目的

流山市おおたかの森児童センターは、令和3年3月に開設した、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設に位置付けられた施設（いわゆる児童館・児童センター）です。

施設設置に際し、「安心してこどもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を実現するため、こどもの遊び場・学びの場の提供を通じて、こども達が自分の意思で通い、自らの意思から主体的に活動が生まれ、社会に影響を与えていくような「新しい形の児童センター」の実現と、子育て家庭を取り巻くサポート環境の一層の充実を図り、こどもの健やかな成長と子育てにおける妊娠期から切れ目のない支援の場の提供を目的として施設整備・事業者選定を行いました。

また、地域の「循環型子育て相互支援」の実現を目指し、当該施設を「ソーシャル・キャピタル」の向上に係る、要の施設として位置付けています。

自治会と関わり
子育て支援の場として活用

施設の基本設備

- 児童センター機能
遊戯室、集会室、工作室、図書室、体育室
- 子育て支援機能
一時預かり（保育）室、子育て相談室、調理活動室
赤ちゃんほっとスペース
- その他
職員事務室、受付（2か所）、駐車場（14台）、
駐輪場（約30台）、ベビーカー置き場、倉庫

高架下、下り線が通る



流山市おおたかの森児童センターについて②

設備の役割・機能

流山市おおたかの森児童センターの設備機能は、以下のとおりです。

【児童館機能】

- ①遊戯室…乳幼児と保護者が遊ぶ場で、職員は随時子育て相談等の対応をしています。幼児グループ等の活動も実施中です。
- ②集会室…子育てしている保護者たちが、会議や運動、リフレッシュ活動等を行っています。
- ③工作室…工作を通して、児童の創作活動や親子のふれあい活動を行っています。
- ④図書室…本を楽しむ場、宿題ができる場、親子の読み聞かせができる場所です。
- ⑤体育室…こどもたちと保護者が、体を動かして遊びを行う場所です。

【子育て支援機能】

- ①一時預かり室…保護者の方の通院や冠婚葬祭、リフレッシュ等のため、一時預かりを行います。利用時間は9時～17時です。1日の利用時間は原則4時間まで。事前の登録手続きが必要です。
- ②子育て相談室…子育てに関する相談ができます。子育て相談員として、保健師等を配置しています。
- ③調理活動室 …調理活動を通じて親子で交流したり、料理教室を行う場所です。親子クッキングイベントを計画中です。



遊戯室



体育室



一時預かり室

流山市おおたかの森児童センターについて③

おおたかの森児童センターの運営状況

- おおたかの森児童センターの運営状況について（令和5年度実績）
 おおたかの森児童センターは、市から支出する「指定管理料」と、一時預かり事業の「利用料」を施設の収入としています。
 施設運営に係る主な経費として、「人件費」「事務費」「事業費」「管理費」「事務経費」が該当し、令和5年度のおおたかの森児童センターの収支の状況は「黒字」であることから、安定的な施設運営が出来ている、と考えています。

※（参考）令和5年度の指定管理料：年間 約6,300万円、一時預かり利用料：年間 約400万円

- おおたかの森児童センターの自主事業について（抜粋）

ベビーバランスボール	年3回実施。親子でふれあひながら、一緒にリズムに合わせて弾みながら体を動かす、参加者同士の交流を促します。
ベビママ講座	年3回実施。親子のきずなづくりを目的とした講座です。同じ時期に出産したママと赤ちゃんを集めて、子育ての基礎知識を学びます。
スポーツプログラム「DEKITA」	年2回実施。体操指導専門チームによるプログラムです。地域の小学生、乳幼児が、身体を動かすことが好きになってもらうよう、実施しています。
初めてのママ・パパのベビー用品作り	年2回実施。初めてパパ・ママになる方向けの講座です。ベビーシューズやベビースタイなどを、同じ時期に妊娠したママ・パパと一緒に作成します。

※令和5年度に実施した満足度調査では、施設を利用した総合的な満足度（「満足」「どちらかといえば満足」の合計）は「99%」でした。

流山市おおたかの森児童センターについて④

施設利用者からのご意見・ご要望

● おおたかの森児童センターの利用者からのご意見・ご要望（令和5年度満足度調査より抜粋）

評価項目（抜粋）	意見
こどもにとって遊びやすく 楽しめる環境	・ 赤ちゃんだけでなく、3～4歳の児童のおもちゃも増やしてほしい。 ・ 幼児の名札があると、利用者同士も話しやすくなると思う。 ・ 時々、おもちゃを新しいものに更新してもらえると、うれしいです。
居心地の良い雰囲気	・ 久しぶりに来ても、職員の方が覚えていてくれてうれしい。 ・ いつも丁寧に接してくれます。快適に過ごすごことが出来ています。 ・ 一時預かり（保育）に助けられています。 ・ 名前を覚えて声掛けをしてくれるので、とてもうれしいです。
児童センターへの要望	・ 平日の午後も、乳幼児が体育室を使うようにしてほしい。 ・ 職員の方のお名前がわかると、親しみやすい。 ・ ホームページで情報が拾いにくい。わかりやすくしてもらいたい。 ・ 日曜日も開館してもらえると、うれしいです。
親同士・こども同士の仲間 づくりの援助	・ 同じ年齢層のイベント、集まりがあるとうれしいです。
施設に対する総合的な 満足度	・ 毎日のように利用しています。自分にとっても気分転換になります。 ・ 児童センターを利用し、こどもに友達ができてうれしいです。

※総合的な満足度は高い施設ですが、おおたかの森駅周辺地域は流山市内でも特に子育て世帯が多いため、当該児童センターには様々なご意見・ご要望が寄せられています。



**流山市は10年後以降も
人口の減りにくいまちづくりを進めます。**

御清聴ありがとうございました。



